

平成二十一年一月九日提出  
質問第一一三号

## 竹島の面積等に関する質問主意書

提出者 鈴木宗男

## 竹島の面積等に関する質問主意書

「政府答弁書」(内閣衆質一七〇第三七五号)を踏まえ、質問する。

- 一 我が国固有の領土である竹島の、各分島の個数、名称、面積並びにそれらを全て合わせた竹島の総面積及び、政府として最後に竹島の測量を行った時期に関して、「政府答弁書」では「お尋ねの『分島』が何を指すのか必ずしも明らかではないが、平成十九年五月に実施した測量によれば、竹島は、西島(面積約〇・一〇平方キロメートル)、東島(面積約〇・〇七平方キロメートル)及びその他の五十二の島(合計面積約〇・〇四平方キロメートル)から構成されており、竹島の合計面積は約〇・二一平方キロメートルであると承知している。」との答弁がなされている。政府は、「お尋ねの『分島』が何を指すのか必ずしも明らかではない」としているが、当方が言う分島とは、まさに右答弁にある、西島、東島を除く五十二の島のことである。西島、東島を除く五十二の島の合計面積ではなく、島ひとつひとつの面積を政府は把握しているか。
- 二 一で、把握しているのなら、それぞれの面積を明らかにされたい。
- 三 一で、把握していないのなら、その理由を明らかにされたい。

四 政府は、平成十九年五月にどのような方法で、現在韓国により不法占拠され、我が国の実行支配が及んでいない竹島の測量を実施したのか説明されたい。

五 韓国政府により我が国固有の領土である竹島の測量が行われているならば、それは我が国の主権侵害に該当するのではないかと問いに対して、「政府答弁書」では何ら明確な答弁がなされていない。韓国政府により我が国固有の領土である竹島の測量が行われているならば、それは我が国の主権侵害に該当するのではないか。政府の明確な答弁を再度求める。

六 「政府答弁書」で政府は、韓国政府による竹島の測量について「政府として、御指摘の測量の一々について把握していない」と答弁しているが、それはなぜか。我が国固有の領土を不法に占拠している韓国の行為に、政府として何ら注視していないということか。

右質問する。